

総長の業務執行状況の確認に関する基準

平成27年3月20日
総長選考会議決定

令和3年8月17日
総長選考会議決定

令和5年6月12日
総長選考・監察会議決定

国立大学法人東北大学総長選考会議規程第11条の規定に基づき、国立大学法人東北大学総長の業務執行状況の確認に関する基準を次のとおり定める。

(目的)

- 1 総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、その任務として、自らが選考した総長が期待した業績をあげ、業務を適切に執行しているかどうか確認する責務を負っている。
この責務を果たすため、選考・監察会議は、総長の任期途中において総長の業務執行状況を確認し、その結果を総長へ提示するとともに、必要に応じて、今後の業務執行に向けた助言等を行う。

(時期及び方法)

- 2 選考・監察会議は、毎年、総長の業務執行状況の確認を行う。総長の任期が3年を終了した時点における、総長の業務執行状況の確認は中間評価として行う。
中間評価については、選考・監察会議が、総長に対し書面審査やヒアリング等を実施するとともに、経営協議会や教育研究評議会、監事に対し意見を求めたうえで、業務を適切に遂行しているかどうかの確認を行い、評価結果について公表する。

(その他)

- 3 この基準に定めるもののほか、業務執行状況の確認に関する必要事項は、選考・監察会議がその都度定める。